

学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
令和4年4月1日改定
令和5年4月1日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)
千葉県いじめ防止基本方針(平成29年11月15日改定)
八千代市いじめ防止基本方針(平成30年3月12日改定)

はじめに

全国的に見て、学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。そのような中で、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。本校もこれまでに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、全校体制で「大切な子供たちをいじめから守る(「いじめはしない、させない、許さない」)ことに努めてきた。

学校で実施する生活アンケート等からとらえる児童の実態では、学校生活を通して、友人関係や家族関係等からの悩みをもつ児童も少なからずいるのも事実である。悩みの中でも、特にいじめにあたる人間関係が発生しないような学校生活をさせていくことに全教職員でとりくまなければならない。そのためには日常の児童の人間関係づくりや学級集団作りにおいて、心情豊かな関係を築くことができるようにしていくことが大切であり、また、発生時にすみやかな対応ができるように、具体的な対応体制を全教職員で作し、理解しておかなければならない。

今後、学校全体で、「未然防止」、「早期発見」と、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組む等、いじめ根絶に努めていかなければならないと考える。

上記を踏まえ、本学校いじめ防止基本方針は、児童代表やPTA(保護者)代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止策の対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの学校でもどの児童でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

(4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

[いじめが解消されている状態] (国基本方針を参照)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員，対応内容

①日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会（月1回定例会議）

構成員：生徒指導主任，学年生徒指導担当，養護教諭，長欠対策担当

対応内容：情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，早期発見に向けた取組，本基本方針に基づく実行・検証・改善など。

②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ対策委員会

構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，教育相談担当教員，学級担任，関係学年職員，スクールカウンセラー

※重大事態発生時は，必要に応じてスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員等，専門的な知識を有する者及び，校長が必要と判断した者を加える。

対応内容：事実の確認，情報の共有化，指導・支援の対応方針決定，子供への指導・支援，保護者への支援・助言，関係機関との連携など。

(2) 教職員以外で招集することが考えられる構成員

①心理の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー）

②福祉の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）

③地域の実情を把握しているもの(主任児童委員)

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①児童

- ・「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」という指導のもと，「いじめゼロ」についての標語等を作成して呼びかけるなど，児童会が主になった啓発活動を年間を通じて計画的に行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため，学級活動や全校集会を利用し，周知する。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
 - 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言う
 - 仲間はずれ，集団による無視
 - 金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる
 - わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする(軽重に関係なく)
 - 嫌なこと，恥ずかしいこと危険なことをさせる

パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする

- ・必要に応じて、法第四条を紹介する。

②保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場において、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、資料をもとにいじめを受けた子供の変化の特徴や防止の必要性などを紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ・必要に応じて、法第九条を紹介する。

③地域，その他

- ・学校だよりの自治会及び公民館回覧や学校ホームページを通じて、学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
- ・学校だよりの自治会回覧や学校ホームページを通じて、学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

(2) 教職員について

①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚をもつ。(教職員の不適切な言動がいじめを助長することもあることについて理解する)
- ・すべての児童を公平に、愛情をもって接するように心がける。
- ・教職員と子供の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・毅然とした態度で正しいことと悪いことの区別をする。

②研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置付ける。
未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル

③不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長する可能性があることを認識して指導に当たる。
- ・校長，教頭は，学級訪問を適宜行うとともに，行事の練習を参観し，指導状況を把握する。また体罰根絶研修を定期的に行う。

(3) 学習指導全般について

①各教科，領域

- ・年度当初の校内研修で，共通する授業規律等について共通理解する。
- ・学力向上部会において，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・学力向上部会において，一人一人に自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し，実践する。
- ・言語活動充実の視点からも，仲間と共に協力して学習する場面などを，学習内容に応じて適切に設定する。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業について

- ・ 県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした4つの視点に基づいて、年間指導計画の見直しを行う。
- ・ 県で作成した道徳教育教材を積極的に活用する。
- ・ 夏季休業中等に道徳授業についての研修を行い、指導略案や指導資料等を分担して作成し、道徳授業の確実な実施を図る。
- ・ 次の内容項目の授業については、教職員の相互参観を年間計画に位置付けて実施する。

小1～6年：B主として人とのかかわりに関すること「親切、思いやり」

B主として人とのかかわりに関すること「友情、信頼」

②いのちを大切にしているキャンペーンについて

- ・ 各教科、領域において、年間計画に位置付けて実施する。
- ・ 学年に応じた指導を通して、いのちを大切にしている標語・ポスターを募集する。
- ・ 実施した内容等は、キャンペーン担当者へ報告する。

③情報モラル指導について

- ・ 道徳の時間の年間計画に位置付けて、小学校低学年から年間1時間以上実施する。
- ・ インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、被害者やその家族に深刻な傷を与える行為であることを児童に指導し、保護者に理解を求める。
- ・ 一人1台配付されている端末は正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり犯罪に巻き込まれたりする危険性もあることから、適切な使用に向けて、継続的な指導を行う。

(5) 児童会活動等について

①児童会活動

- ・ 児童会主導で、いじめ撲滅に向けたキャンペーン(6月頃)を実施する。

②子どもサミット活動

- ・ 目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や中学生、地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

(6) その他の活動について

- ・ 学校行事等の準備活動では、児童のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取

り組む。

- ・発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童等のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童等や外国人の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については，被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから，差別や偏見などに留意し，適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については，教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い，個人情報取り扱いを慎重に行う。また，感染児童等への心のケアを適切に行い，感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに，必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また，ワクチン接種に関してもワクチンを受ける又は受けないことによって差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないように継続した指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

- ③八千代市教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 未定

ウ 方法 児童対象 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職

員エ報告 集計後，教育委員会指導課へ提出

重大事態と判断される場合は直ちに報告

オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合有り

- ④学校主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日	第1回	6月頃
	第2回	11月頃
	第3回	2月頃
ウ 方法	児童対象	学校独自質問紙による
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告	
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応	

(2) アンケート調査に基づく面談等による調査について

ア 目的	いじめの早期発見	
イ 期日	第1回	6月頃
	第2回	11月頃
	第3回	2月頃
ウ 方法	児童対象	
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告	
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応	

(3) 日常の取組について

- ・ 登下校の様子については、学級担任以外の教職員で観察する。特に、ぎりぎりでの登校が目立つ場合などは留意する。
- ・ 朝の健康観察では、表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・ 授業開始時の雰囲気や、一人で遅れて教室に入ってくる児童などに留意する。
- ・ 授業中のグループ活動時の机配置などの様子や、正しい発言に対する冷やかしなどに留意する。また、適切に指導する。
- ・ 給食時の人間関係を注意深く観察する。また、人気のあるメニューを譲っていたり、人気のないメニューが多く盛られていたりしないかなどに留意する。(おかわりの仕方等、ルールの徹底が大切)
- ・ 清掃時には、担任だけでなく、担当場所の教職員も人間関係を注意深く観察する。特に、みんなが嫌がる場所を一人で清掃している場合などは留意する。
- ・ 休み時間等は、子供同士の人間関係や遊びの様子に気を配るとともに、トイレや空き教室、階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらぬような教職員の動線、人的配置を行う。
- ・ 言葉の荒れや服装の乱れに留意する。
- ・ 用がないのに保健室などへ行ったり、階段などをふらふらしたりしている児童に留意する。
- ・ 退勤前に教室の整理、観察を行う。また、使用している空き教室やトイレにも注意を払う。
- ・ 校長、教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子供の様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと、逆に学校からも気になることは連絡するといった協力体制について依頼する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた児童には、仕事の手を止めて誠実に対応することを心がける。また、対応はできるだけ複数の職員で行うよう心がける。
- ・心の相談ポストを保健室廊下に設置する。

②学校以外

年度当初、全児童へ、SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先等)を配付する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に紹介する。

7

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00

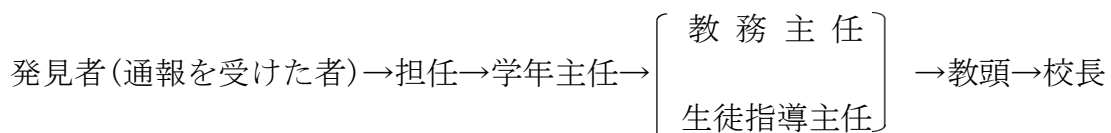
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金) 8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は事実確認が十分でなくても報告する。



※上記は原則のため、状況に応じて変更する。

- ・校長は、いじめが疑われる場合には、いじめ対策委員会を開催する。

(2) 対応について

①認知の判断

- ・いじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については、別項8を参照する。

②認知後の対応

- ・いじめ対策委員会が組織的に、対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聴き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けた児童の生

命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。

- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
- ・いじめが解消した上で児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消されている状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

※いじめが解消している状態

①いじめに係る行為が止んでいること。

心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合、長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

強制わいせつ罪(刑法第 176 条) 傷害罪(同 204 条) 暴行罪(同 208 条)
強要罪(同 223 条) 窃盗罪(同 235 条) 恐喝罪(同 249 条)
器物破損罪(同 261 条) 脅迫罪(同 222 条) 侮辱罪(同 231 条)
名誉毀損罪(同 230 条) など

7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、主任児童委員など)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

(2) 加害児童への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などが広がらないように指導する。

8 重大事態への対処について

「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

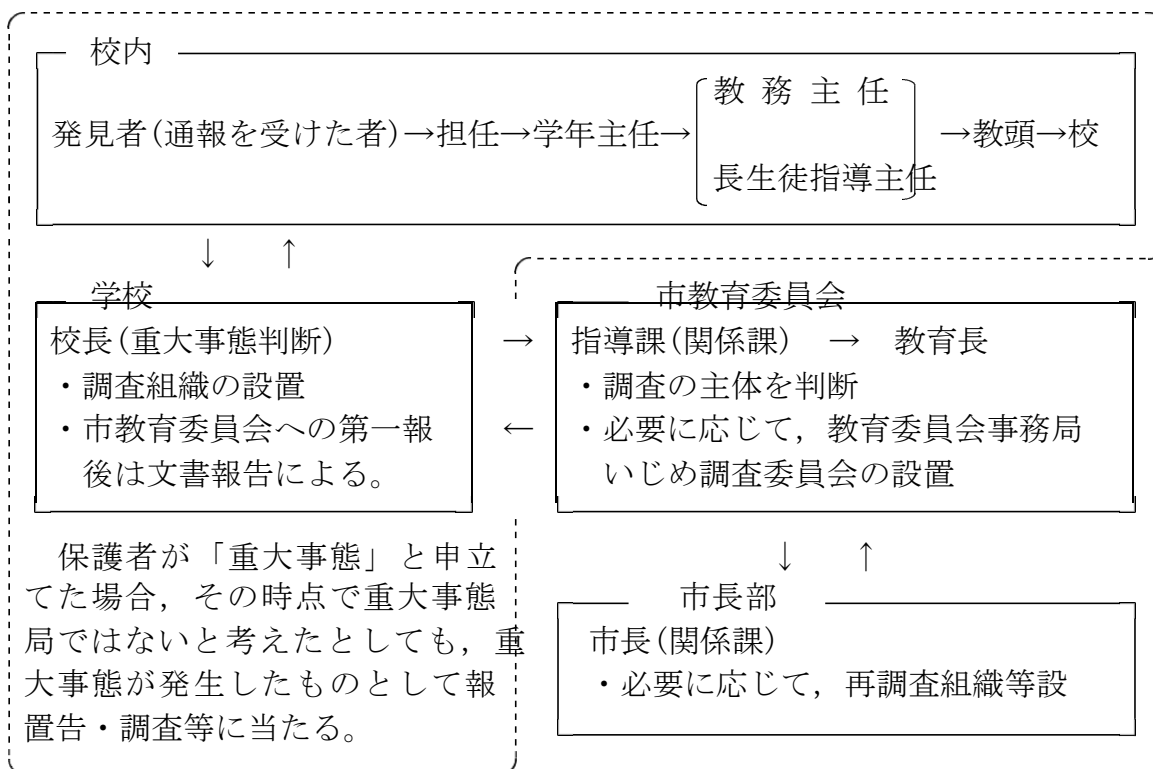
(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童(生徒)が自殺を企図した場合」、「身体に重大な障害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。

また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)※平成26年7月に改訂」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

- ①年度当初「学校だより」等により紹介 4月頃
- ②学校ホームページへ本基本方針掲載

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- ①「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(生徒指導部会)
 - ・各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善
10月・2月

(3) 評価について

- ①学校評価
 - ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 12月頃
- ②学校評議員会議
 - ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会議開催時
- ③教育委員会報告
 - ・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。